

# 文教委員会資料

## 1 陳情の審査

(1) 陳情第55号 安心して子どもを産み子育てしやすい街づくりを求める陳情

こども未来局

(平成28年8月25日)

# 1. 保育事業に係る予算について

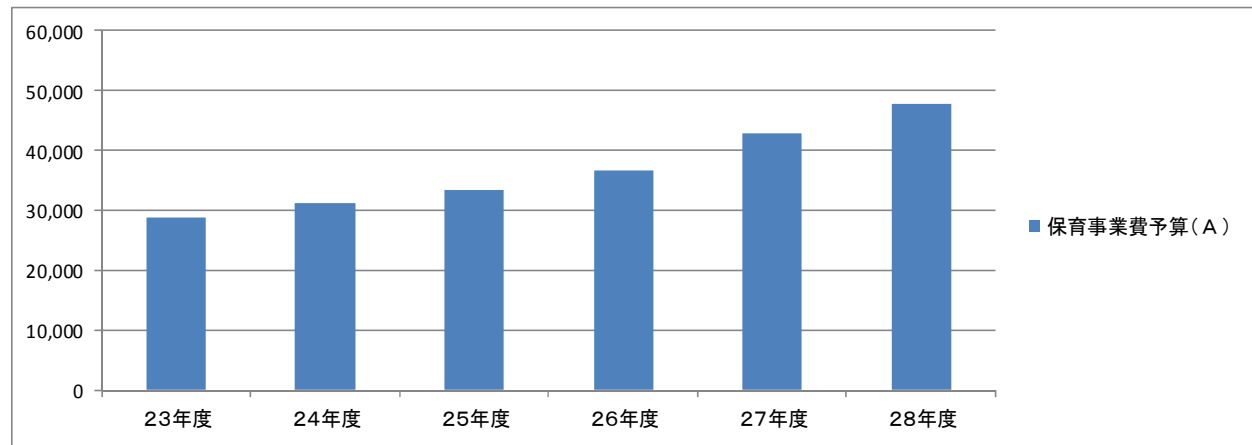
## 【1】 保育事業費の状況について

### ●本市における保育事業費の推移

(単位:百万円)

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
保育事業費予算(A)	28,869	31,210	33,333	36,518	42,742	47,776
(うち一般財源)	15,992	19,161	20,602	21,929	23,030	24,735
川崎市一般会計予算(B)	618,023	595,633	598,410	617,117	618,873	638,983
(A) / (B)	4.7%	5.2%	5.6%	5.9%	6.9%	7.5%

※各年度の額は全て当初予算ベース



※平成28年度予算額については、給付対象施設の増加等に伴い、昨年度と比較して約50億円の増となっています。  
 ※新制度における国基準運営費の負担割合は、国1/2、市1/2から国1/2、県1/4、市1/4へと変更となっています。

## 【2】 保育所の子ども1人あたりの月平均負担額と内訳

### 1. 保育所運営費の負担構造

保育所の運営費は、国が定める基準額を、国・県・市・保護者の四者で負担する構造  
**国基準 = (①国 1/2 + ②県 1/4 + ③市 1/4) + ④利用者負担額(保育料)**

### 2. 本市の保育所運営費と財源内訳(平成28年度予算・月額平均)

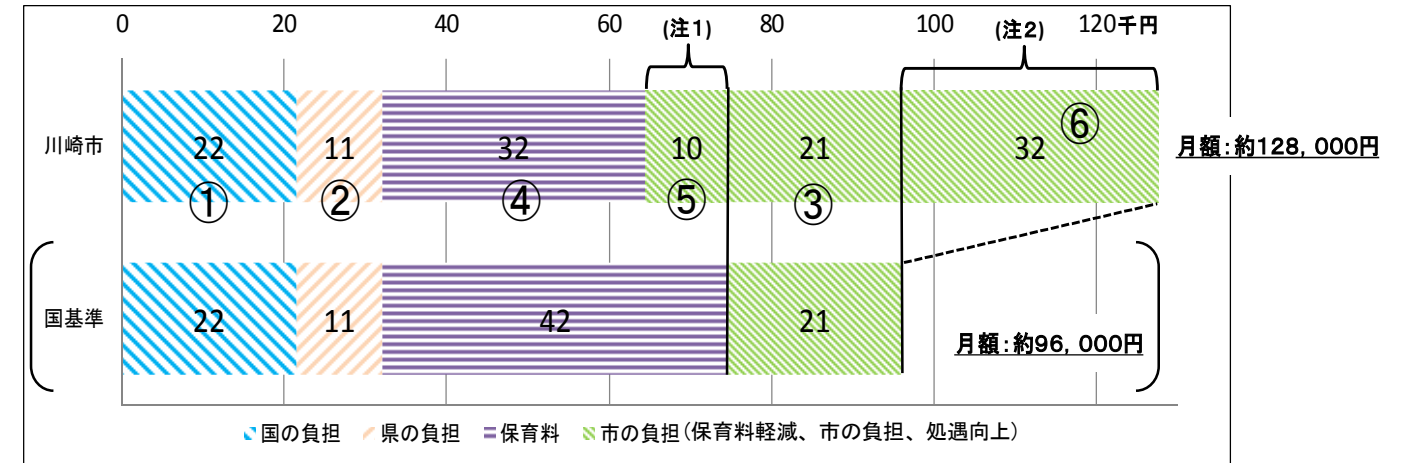
- ・保育所運営費(全年齢児平均)…月額約12.8万円(国基準約9.6万円を約3.2万円上回る)
- ・財源内訳

- ①国負担額…約2.2万円
- ②県負担額…約1.1万円
- ③本市負担額…約2.1万円
- ④保育料…約3.2万円
- ⑤保護者の負担軽減のための本市負担額…約1万円
- ⑥児童の処遇向上のために本市が国基準を上回って負担している額…約3.2万円

**本市負担合計 = ③ + ⑤ + ⑥ = 児童一人当たり月額約6.3万円を負担(国基準の③に対して約4.2万円の超過負担)**

※公立保育所運営費の場合、①・②は本市が負担

【図】 児童一人当たりの月額経費と負担割合(平均月額)



注1) 保護者負担軽減のため市費を投入 注2) 保育の質の向上のため、上乘せの市費を投入 (平成28年度予算ベース)

## 【3】 国への予算要望について(抜粋)

### ●子ども・子育て支援事業計画の着実な推進と質の確保に向けた取組について

【内閣府・文部科学省・厚生労働省】(平成28年5月)

#### ■要請事項

- 1 増大する保育ニーズに対応するため、保育所、小規模保育事業等の増設に係る必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 2 幼保連携型認定こども園の設置や幼稚園からの認定こども園への移行促進、認可外保育施設の認可保育所や小規模保育事業等への移行支援を図るため必要な財政措置を継続的に行うこと。
- 3 公定価格における質の改善事項について、児童や保育士等の処遇向上のため、1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善に係る財源を確保し、早期実現に努めること。(以下省略)

#### ■要請の趣旨(要旨)

- 本市の人口は依然として増加の一途を辿っており、これに伴って就学前の子どもの数が増加し、保育所利用申請者数は毎年増加しているため、本市の保育需要は、今後も引き続き増加が見込まれており、さらなる保育環境の整備が必要であり、**施設整備費に対する継続的な財政措置が必要**
- 幼稚園の実績と環境を活かし、多様なニーズへの対応を図るため、円滑な認定こども園への移行に向けた支援や、保育の質の向上を図るため、認可外保育施設の認可化及び地域型保育事業への移行に向けた支援に要する継続的な財政措置が必要
- 国の公定価格における3歳児の職員配置の改善(20:1⇒15:1)が平成27年4月に実施されたが、1歳児(6:1⇒5:1)及び4・5歳児(30:1⇒25:1)の改善については実施時期が未定となっている。児童や保育士等の処遇改善として実効性を担保するためにも、早期に財源を確保し加算等の仕組み構築を要望

## 2. 平成 28 年 4 月 1 日現在の保育所等利用待機児童数と保育受入枠の確保について

### 【1】平成 28 年 4 月 1 日現在の保育所等利用状況

#### 1. 保育所等利用申請者数

◆27,576人(過去最大)…前年度比+2,312人 大規模集合住宅開発に伴う就学前児童数の増

#### 2. 利用児童数

◆25,022人(過去最大)…前年度比+1,989人 受入枠拡充に伴う増

#### 3. 希望する保育所等の保留児童数

◆2,554人…前年度比+323人

⇒このうち、川崎認定保育園、おなかま保育室、一時保育等の多様な保育施策の活用により、1,411人を受入

#### 4. 待機児童数

◆厚生労働省「保育所等利用待機児童の定義」に基づく、平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数は6人



### 3. 川崎認定保育園の積極的な活用と保護者の保育料負担の軽減

◆川崎認定保育園の助成対象児…前年度同数の4,171人分を確保

◆保護者の保育料負担の軽減を図るため、児童の年齢と所得に応じて最大20,000円の補助を継続

【川崎認定保育園入所者数等の推移(単位:人)】

時点	入所者数(A)	(内訳)		直接入所率
		(A)のうち保育所等を申請した人数	(A)のうち保育所等を申請せず直接入所した人数	
H25.4.1	2,391	838	1,553	65.0%
H26.4.1	3,163	995	2,168	68.5%
H27.4.1	3,829	1,056	2,773	72.4%
H28.4.1	4,384	1,107	3,277	74.7%
3年間の伸び	1,993	269	1,724	9.7%

入所者数が3年で約2千人の増加

直接入所数が3年で2倍超の伸び

川崎認定保育園入所者のうち4人に3人が直接入所

◆川崎認定保育園の入所者数(A)…4,384人(平成25年4月以降3年間で1,993人の増加)川崎認定保育園は、認可保育所と並び、市の保育ニーズを支える重要な保育の受け皿となっている。

◆川崎認定保育園への直接入所者の増

入所者数(A)のうち、保育所等を申請せず直接入所した人数は3,277人(平成25年以降3年間で2倍超の伸び)

直接入所率は年々上昇しており、平成28年4月時点では川崎認定保育園の全利用者の約75%を占めている。

#### 【本市の待機児童対策を取り巻く課題】

##### (1) 利用申請者数の大幅な増加

- 若い世代の転入増等で出生数が高く推移し、就学前児童数が増加。保育所への申請率も大幅に上昇
- 大規模集合住宅入居者の保育所申請率は、一般住宅の申請率と比べ非常に高く、入居後も暫く上昇

##### (2) 保育所整備をめぐる環境の変化

- 地価高騰等の影響による建設コストの上昇や保育事業者の参入が控えられる傾向
- 都市部を中心に保育所の増設が進む中、慢性的な保育士不足の状況

##### (3) 保育従事者の増加に伴う保育の質の確保

- 保育施設の大幅な増加に伴い、保育従事者も年々増加 ⇒量の拡充と質の確保とを両輪で進めることが必要

#### 【待機児童解消に向けた取組の三本柱】

- (1) 多様な手法を用いた保育受入枠の確保…認可保育所の整備、川崎認定保育園の活用など
- (2) 区役所におけるきめ細やかな相談・支援…申請前説明会、アフターフォロー、ガイドブックなど
- (3) 保育の質の担保・向上…公立保育所を拠点とした取組、保育士確保対策、宿舍借上支援事業など

### 【2】多様な手法による保育受入枠の確保

#### 1. 認可保育所・認定こども園の整備…24,205人の定員確保(+1,700人)

- ◆計画の1,325人を上回る1,455人の新規整備による定員増
- ◆川崎認定保育園からの認可化や既存保育所の定員増による150人の増
- ◆認定こども園の移行と新設による95人の定員増

#### 2. 地域型保育事業の推進…534人の定員確保(+170人)

- ◆小規模保育事業を市内4か所に整備
- ◆川崎認定保育園等からの小規模保育事業への移行や事業所内保育の新設

### 【3】公立保育所の民営化について

#### 1. 民営化の必要性

保育所等の利用申請者は増加し続けており、今後も保育に係る経費は増大することから、市内21か所の「新たな公立保育所」以外の公立保育所を民営化し、限られた財源を保育施策に効率的に活用している。

#### 2. 民営化の実績

- 平成28年4月民営化までの財政効果額 **約18億7千万円(H28当初予算単年度ベース)**
- 平成28年度までの民営化実績 計40か所43園

#### 3. 今後の予定

- 平成30年4月までに48か所52園を実施(公表済)
- 残り12か所13園については、平成33年4月を目途に、適切な手法を見極めながら民営化を推進

年度	民営化実施数(園)	民営化に伴う定員増	公立園数	職員数	
				職員数	減員数
H16	—	—	88	1,572	—
H17	1	+30	87	1,525	▲47
H18	3	+55	84	1,464	▲61
H19	3	0	81	1,390	▲74
H20	2	+40	79	1,354	▲36
H21	5	+145	74	1,258	▲96
H22	5	+15	69	1,159	▲99
H23	1	+30	68	1,127	▲32
H24	5	+95	63	1,052	▲75
H25	6	+85	57	959	▲93
H26	5	+80	52	869	▲90
H27	3	+50	49	842	▲27
H28	4	+75	45	773	▲69
H29	5	+45	40	709	▲64
H30	4	+45	36	636	▲73
計	52	+790	—	—	▲936

### 3. 平成 28 年度保育所等利用者負担額(保育料)等について

#### 【1】本市の保育所等利用者負担額(保育料) ※平成 28 年 8 月までの状況

1. 現在の保育料額(認可保育所・認定こども園・小規模保育事業A型の場合。家庭的保育等は別途定めあり)
  - ①月額 ・ 3 歳未満児：5,300 円～82,000 円 ・ 3 歳以上児：3,300 円～31,500 円
  - ②国基準保育料に対して保護者の負担割合を 75%程度になるよう設定
  - ③平成 24～26 年度の改定では激変緩和のため満 3 歳以上の上限額改定を据え置き  
→他の政令指定都市より低額となる傾向
2. 国の平成28年度幼児教育の段階的無償化への対応(平成28年4月実施済み)
  - ア. ひとり親等の世帯への対応  
市民税所得割額が 77,100円以下(推定年収250万円以下)の場合は、第 1 子保育料に第 2 子の金額を、第 2 子に第 3 子の金額を適用
  - イ. 第何子かの算定対象年齢の制限撤廃  
市民税所得割額が57,700円未満(推定年収360万円以下)の場合または市民税所得割額が 77,100円以下のひとり親等の世帯の場合、第何子かを決定する対象となる子どもの年齢制限を撤廃  
※同居の祖父母の市民税所得割を合算し、基準額を超える場合は対象外

#### 【2】保育所等利用者負担額(保育料)の改定について

##### ●川崎市子ども・子育て支援法施行細則第 9 条の改正(平成 28 年 9 月保育料切り替えから適用)

1. すべての階層において第 2 子保育料を基本保育料(第 1 子)の 50%に統一
  - (1)改定理由
    - ◆国の子ども・子育て支援新制度が示す多子世帯の保育料軽減の考え方に対応
  - (2)改定内容
    - ◆C15 階層(推定年収 600 万円)以上  
基本保育料の 70%を 50%に設定→1,150 円～16,560 円の減額
2. 満 3 歳以上児の基本保育料の増額と間差額の平準化
  - (1)改定理由
    - ◆さらなる財政負担の増大への対応と近隣政令指定都市との均衡
      - ①平成 24～26 年度の見直しにおける、満 3 歳以上児の上限額の改定の見送り
      - ②本市の運営費年間負担額  
月額約 6.3 万円×約 25,000 人×12 月≒約 189 億円→今後も増加
      - ③満 3 歳未満児と満 3 歳以上児の保育料の差額(最高ランクの場合)  
・川崎市…82,800円→31,500円=▲51,300円 ※改定後…82,800円→41,000円=▲41,800円  
・横浜市…▲34,000円 ・さいたま市…▲37,700円 ・千葉市…▲35,130円 ・相模原市…▲29,800円
  - (2)改定内容
    - ◆C 5～C25 階層…近隣他都市の水準を勘案し、平成 10 年度以来 18 年ぶりに改定
      - ・最高(C25)階層：31,500 円→41,000 円
      - ・階層及び保育時間等により 100 円～9,500 円の増額  
(対象者の多いC15階層：月額 1,000 円の増額、C16階層：月額 1,400 円の増額)
    - ◆最高額を起点に C 5 階層(推定年収 250 万円)以上の間差額を一定程度平準化

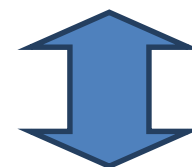
#### 【3】改定の趣旨と経過

1. 改定の趣旨
  - ◆内閣府令に基づく、国の定める上限額の範囲で各世帯の所得に応じた費用負担(応能負担)
  - ◆「川崎市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年 3 月策定・公表)」  
今後も高まる保育ニーズに対応し、安定的な運営と保育の質の維持・向上を図るため、平成 28 年度の改定を検討
2. 検討経過
  - (1)川崎市子ども・子育て会議(教育・保育推進部会)での審議(平成 27 年 7 月～11 月・4 回)  
(子ども・子育て支援法第 77 条に基づき設置する市町村の審議機関)  
※学識経験者、幼稚園・保育所の代表、公益法人の代表、公募委員等で構成
  - (2)川崎市こども施策庁内推進本部会議における庁内協議(平成 27 年 11 月)
    - ①教育・保育推進部会の審議を尊重し、平成 28 年度当初予算に反映することを確認
    - ②本市パブリックコメント手続条例第 4 条により、適用除外案件に該当することを確認
  - (3)平成 28 年度当初予算案において改定保育料を計上(平成 28 年 2 月)  
※「平成 28 年度川崎市予算案について」39 頁
  - (4)「保育料(利用者負担)のお知らせ」による保護者への事前通知(平成 28 年 4 月)
  - (5)川崎市子ども・子育て支援法施行細則の改正(平成 28 年 7 月) ※議会に資料提供(H28. 8. 3)

#### 【4】上乗せ徴収について

- 上乗せ徴収とは  
(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 13 条)  
教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について保護者に負担を求めるもの  
(例：公定価格上の基準を超えた職員配置や平均的水準を超えた施設整備等、公定価格で賄えない費用を補うために徴収)

↓  
川崎市では「上乗せ徴収」を実施していない。



- [実費徴収]  
教材費や行事参加費など、保護者の負担が適当とされるもので、保護者の同意を得たものは徴収することが可能  
市内の保育施設においても実施

## 4. 職員配置基準と処遇改善等について

### 【1】認可保育所における職員配置基準について

#### 1. 認可保育所の職員配置基準

- ①川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ②川崎市民間保育所の認可・運営基準に関する取扱要綱 などで規定

##### a 施設長

市認可・運営基準取扱要綱5	◆施設長を置くものとする。
市認可・運営基準取扱要綱5-2	◆定員60人以上の場合は保育士であり、かつ運営管理業務に専従すること

##### b 保育士

◆条例保育士 (基準条例47-2)	0歳児	3人に1人	・3歳児…15人に1人配置の場合は3歳児配置改善加算あり (市認可・運営基準取扱要綱5-3)
	1歳児	6人に1人	
	2歳児	6人に1人	
	3歳児	20人に1人	
	4歳児	30人に1人	
	5歳児	30人に1人	
◆その他国基準 (市認可・運営基準取扱要綱5-4)	◆利用定員90人以下の施設につき1人 ◆保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設につき1人 ◆主任保育士を主任業務に専念させるための教育・保育給付費等の加算を受ける施設につき1人		
◆市加配保育士 (市認可・運営基準取扱要綱5-4)	◆休憩休息保育士…条例保育士数4人に1人加算 ◆年休代替保育士…1施設に1人加算		

##### c 産休明け保育努力規定(産後43日～5か月未満まで)

市認可・運営基準取扱要綱5-5	◆対象児2人につき1人の対応保育士を常勤配置するよう努める。
-----------------	--------------------------------

##### d 保健師または看護師・准看護師

市認可・運営基準取扱要綱5-10	◆保健師または看護師・准看護師を1人配置するよう努めること(常勤配置する場合は1人まで市加配保育士の数に含めることができる。)
------------------	---

##### e 栄養士

市認可・運営基準取扱要綱5-10	◆1人配置するよう努めること(栄養士を調理員の数に含めることができる。)
------------------	--------------------------------------

##### f 調理員

市認可・運営基準取扱要綱5-7, 5-8	定員40人以下	1人	※栄養士でも可(市認可・運営基準取扱要綱5-10) ※調理委託の場合も本基準を適用 ※全て常勤のこと
	定員41～60人	2人	
	定員61～150人	3人	
	定員151～239人	4人	
	定員240人以上	5人	

##### g 園医

市認可・運営基準取扱要綱5-9	◆川崎市医師会から推薦を受けた医師
-----------------	-------------------

#### 2. 認可保育所における平成27年10月1日時点の配置状況

- ①条例上の年齢別配置基準による保育士を配置している施設 212 施設(100%)
- ②その他の公定価格上の基準による保育士を配置している施設 209 施設(99%)
- ③市の加配保育士を配置している施設 198 施設(93%)

#### 3. 認可保育所における平成28年4月1日時点の配置状況

- ①条例上の年齢別配置基準による保育士を配置している施設 241 施設(100%)
- ②その他の公定価格上の基準による保育士を配置している施設 239 施設(99%)
- ③市の加配保育士を配置している施設 234 施設(97%)

### 【2】認可保育所職員の処遇改善・保育士確保の取組について

#### 1. 保育士給与の改善について

##### ◆平成27年度…新制度の施行に伴い国の公定価格が改善

職員の定着・確保のための処遇改善、保育標準時間認定に対応した職員配置の改善、市加配職員に係る国と同様の処遇改善の仕組みの導入  
平成27年度…職員1人当り月額17,100円の改善

##### ◆平成28年度…国の公定価格の改定

本市では、国の公定価格の改定に伴い、平成28年3月に賃金改善要件分を平成27年4月1日まで遡及して+1.9%程度引き上げ、平成28年度も継続して実施  
平成28年度…職員1人当り月額18,700円(+1,600円)の改善

##### ◆平成29年度の見通し…一億総活躍プランに改善を明記

保育士給与や処遇改善については、国が5月にまとめた「ニッポン一億総活躍プラン」で方向性を発表し、2%の賃金改善と経験知識の豊富な人材への上積みを発表  
本市は、10月上旬頃に予定されている国の補正予算、平成29年度予算の情報等を注視

#### 2. 保育士確保の取組について

##### ◆平成27年度

◎保育施設の増加に伴い、関係機関等と連携して潜在保育士等に向けた就職相談会を年8回実施したほか、県内自治体と共同運営する「保育士・保育所支援センター」が実施するマッチングや、市内の保育士養成校在学学生を対象とした市内保育所等紹介事業を実施するなど、保育士確保の取組を推進

◎県外の保育士養成校在学学生を対象とした宿泊型保育研修や、近隣の養成校在学学生等を対象とした保育体験バスツアーを市内民間保育所等と連携して開催するなど、川崎の保育園で働く魅力を伝える取組を実施(参加者:55人)

◎市内保育施設等に従事している保育士資格を有しない方で、保育士試験を受験して資格取得を目指す方を支援するために、保育士試験直前対策講座を実施(申込者:340人)

##### ◆平成28年度

◎こども未来局に新たに保育士確保対策の専任職員(2名)を配置し、各区保育総合支援担当と連携を図りながら、就職相談会の回数増や、保育士養成校における説明会などを新規に実施するなど、保育士確保対策の取組をさらに強化して推進

◎平成28年度から国の「保育士宿舍借り上げ支援事業」を実施